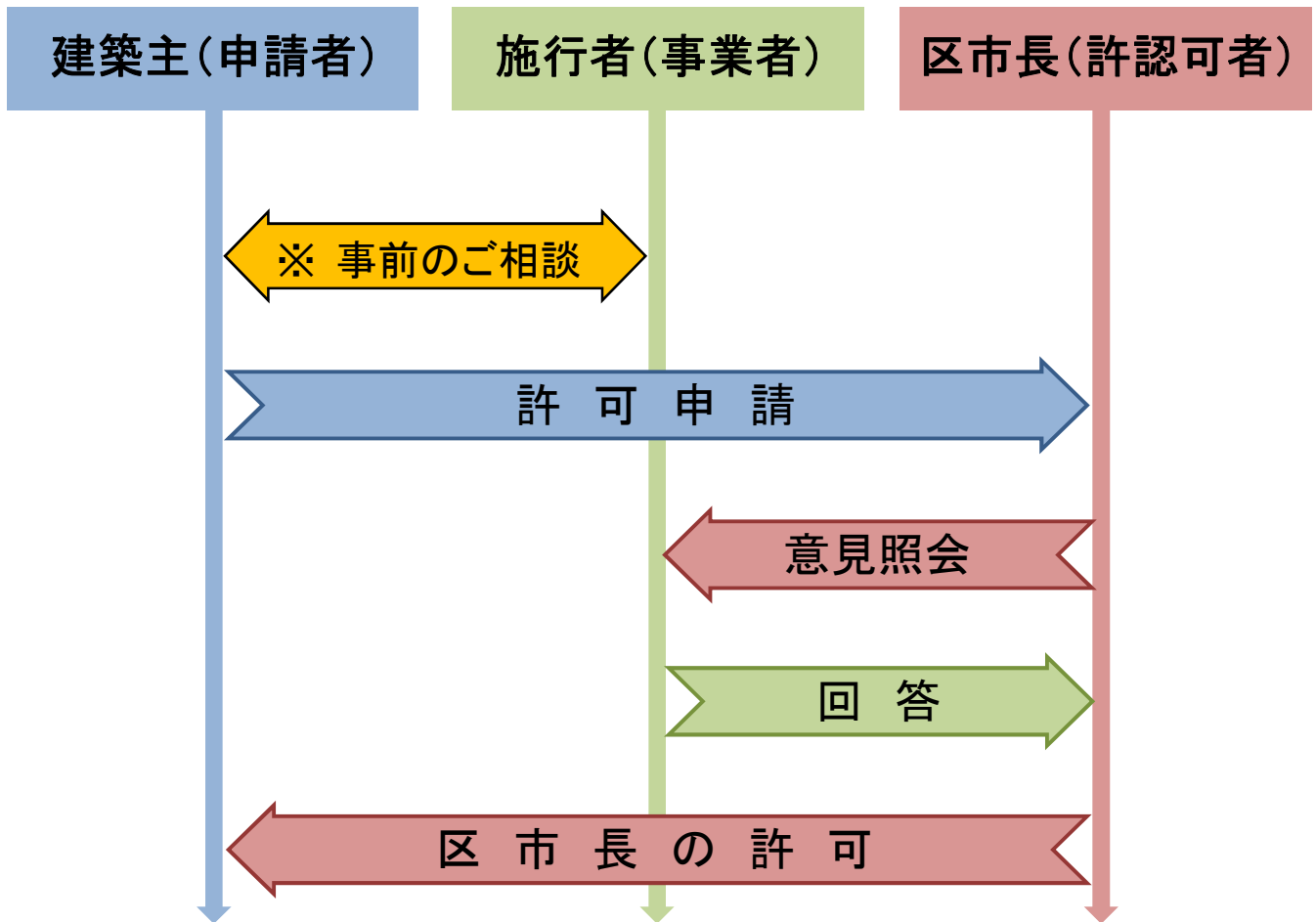


土地の形質の変更をお考えの方 建築物の建築その他工作物の建設をお考えの方

【都市計画法第65条】

- ・事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行おうとする場合には、各区市の許可が必要になります。
- ・手続きの方法など詳細については、お問い合わせ下さい。



※ 本事業における大深度部のトンネル工事に影響する大規模な開発行為などの計画のある方は、事前に相談して頂く必要があります。対象となる主な開発行為は以下の通りです。

- | | | |
|------------------------|---|--|
| 「土地の形質の変更」 | … | ◆10m程度以上の盛土工事(荷重が18t/m ² を超える場合)
◆トンネルからの離隔距離が10m未満になる切土工事 |
| 「建築物や工作物の建設」 | … | ◆建築制限(高さ等)・荷重18t/m ² 等の条件を超える場合
◆トンネルからの離隔距離が10m未満になる基礎杭打設工事 |
| 「移動の容易でない物件の
設置や堆積」 | … | ◆分割できない部分重量が5tを超え、荷重18t/m ² を超える場合 |

その他、トンネルに影響を及ぼす可能性がある行為は、施行者へご確認ください

< 施行者問い合わせ先 >

[東名JCT部] NEXCO中日本 : 0120-016-285(平日9:00~17:30)

[それ以外] 国 : 0120-34-1491(平日9:15~18:00)